

条件附採用期間制度について

1. 地方公務員法及び教育公務員特例法における規定

◆ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

（条件附採用及び臨時的任用）

第二十二條 臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、職員の採用は、すべて条件附のものとし、その職員がその職において六月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。この場合において、人事委員会は、条件附採用の期間を一年に至るまで延長することができる。

2～7 略

◆ 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）

（条件附任用）

第十二條 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園（以下「小学校等」という。）の教諭、助教諭及び講師（以下「教諭等」という。）に係る地方公務員法第二十二條第一項に規定する採用については、同項中「六月」とあるのは「一年」として同項の規定を適用する。

2 略

2. 条件附採用期間を経て正式採用とならなかった教諭等の数の推移

（単位：人）

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
不採用	0	0	0	1	1	4	①
依願退職	36	34	48	33	52	94	⑩⑦
うち 不採用決定者	—	—	—	—	—	(13)	(10)
うち 病気による者	(6)	(5)	(11)	(5)	(14)	(15)	(10)
死亡	2	1	3	2	1	2	1
分限免職	1	1	0	0	0	0	0
懲戒免職	2	1	0	3	1	2	2
合計	41	37	51	39	55	102	111
（参考）採用者数全体	15,957	13,594	11,310	10,517	12,106	15,980	18,107

※ 平成13年度以前においては、不採用の決定を受けて依願退職した者の数は調査していない。